

名古屋大学大学院医学系研究科博士前期課程
総合保健学専攻

修士論文作成の手引き

大学院入試・学位授与委員会
(最終改訂：2025年4月)

I. 学位審査の方法

修士学位審査については、名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻学位（修士）審査内規および審査内規細則に準ずる（参考資料参照）。

II. 学位審査の申請資格および申請手続き等

1. 申請資格： 修士の学位審査を申請することができる者は、原則として博士前期課程（修士課程）2年次に在学し、必要な研究指導を受け、所定の単位を修得見込みの者とする。（内規第2条）
2. 申請手続： 修士の学位審査を申請する者は、指導教員の承認をうけた上で下記 Forms より申請をすること。入力時に「自分の回答についての確認メールを受け取る」にチェックを入れ、自動返信メールを控えとすること。指導教員へ別途メールにて、申請が完了した旨を報告すること。
なお、申請時に記載された論文題目は原則として変更できない。論文題目が英語の場合は、和訳も併記すること。
※1人につき1つの回答と設定しているため、十分に確認して送信すること。
3. 申請期限： 11月 第2金曜日 17時まで【※時間厳守】
（短期修了者および中途修了者は、6月 第3金曜日 17時まで）
※提出期限日が祝日の場合は、期限日前日の平日 17時まで
4. 申請先： <https://forms.office.com/r/aNbYmDSsnh>

III. 提出要領

学位審査申請が受理された者は、修士論文審査を受けるため、主論文の要旨、修士論文（以下、主論文という）、参考論文（必要がある場合）の電子ファイルを下記 URL にアップロードして提出したうえで、アップロードが完了した旨を、CC に指導教員を入れて、教務学生係宛てにメールで連絡すること。

※学位申請時より、題目名を変更した場合は、必ず題目名をメールに記載してください。

1. アップロード及びメール報告期限： 1月 第3金曜日 17時まで【時間厳守】
（短期修了者および中途修了者は、8月 第2金曜日 17時まで）
※提出期限日が祝日の場合は、期限日前日の平日 17時まで
2. ファイル形式： PDF ファイル

3. 提出先：<https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/cgQEWS5J3YFdwHY>

アップロード操作後、ブラウザ上で「アップロード済ファイル：”ファイル名”.pdf」
と表示されたことを確認してください。

※期限内にアップロードしたファイルの変更を希望する場合は、教務学生係宛にメールで連絡し、ファイル名の初めに(修正)と記載してください。

4. アップロード完了の報告先： 教務学生係(ihogakumu@t.mail.nagoya-u.ac.jp)

IV. 作成要領

1. 主論文（ファイル名：分野名_氏名_主論文）※分野名：01 看護・02 助産・03 医用・04 病態・05 理学・06 作業

資料 1（P6）に従い、必要事項を記載して提出すること。

オリジナリティーがあり、各コースの学術的発展に寄与する論文とし、和文もしくは英文とする。

論文本文の書式

- ①原則として横書きとする。
- ②論文枚数は本文 8 ページ以上（A4 版用紙で 1 ページ当たり 1600 文字）とする。
- ③段組は 1 段とする。
- ④行数・1 行当たりの文字数：1 ページにつき 40 行、1 行当たり 40 文字とする。
- ⑤文字フォント・字体は原則として、和文は明朝体、英文は Century あるいは Times New Roman とする。
- ⑥文字サイズは 10.5 ポイントとする。
- ⑦ページの余白は左 25mm、右 25mm、上 25mm、下 30mm の余白をとる。
- ⑧フッター（ページ番号）は本文 1 枚目から通し番号をつける。ページ番号位置は各ページの下部（下端から 20mm 程度）とする。ページ番号スタイルは、数字の両側にハイフンをつける。例：（-*）
- ⑨図表は全て表題をつける。図表は本文と独立させて別ページ構成としてよい。また、本文中の適切な箇所に挿入してもよい。
- ⑩引用文献は本文末にバンクーバー方式（引用順方式）もしくはハーバード方式（著者名・発行年方式）に配列し、表記の形式は各コースの専門関連雑誌を参考にする。

2. 主論文の要旨（ファイル名：分野名_氏名_要旨）※分野名：01 看護・02 助産・03 医用・04 病態・05 理学・06 作業

和文・英文の両方を作成し、A4 サイズにて横書きでそれぞれ 1 ページにまとめること。

（「論文題目」、「研究科専攻・コース名」、「学生番号」、「氏名」、「指導教員」を含む）。

【※英文の要旨の論文タイトルには和文題目も必ず併記すること。】

3. 参考論文（ファイル名：分野名_氏名_参考論文）※分野名：01 看護・02 助産・03 医用・04 病態・05 理学・06 作業

主論文に関連のある参考論文が必要とされる場合のみつけること。

V. 審査について

学位審査の方法について、別途、コースから指示する。

VI. 論文の提出について

修士学位審査で合格と承認された者は、論文の電子ファイルを下記 URL にアップロードして提出し、承諾の意思表示登録をすること。

1. ファイル提出および意思表示登録の期限： 3月 第3水曜日 17時まで【※時間厳守】

(短期修了者および中途修了者は、別途指示するので教務学生係に照会すること。)

※提出期限日が祝日の場合は、期限日前日の平日 17時まで

2. ファイル形式： PDF ファイル (ファイル名：_分野名_学籍番号_氏名) ※分野名：01 看護・02 助産・03 医用・04 病態・05 理学・06 作業

3. ファイル提出先： <https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/dPPJwoN7cSbXxYg>

アップロード操作後、ブラウザ上で「アップロード済ファイル：”ファイル名”.pdf」と表示されたことを確認してください。

※期限内にアップロードしたファイルの変更を希望する場合は、教務学生係宛にメールで連絡し、ファイル名の初めに(修正)と記載すること。

- 4：承諾の意思表示登録先： <https://forms.office.com/r/3rU5KtsRXe>

※1人につき1つの回答と設定しているため、十分に確認して送信すること。

※承諾しない場合は、ホームページに掲載された様式に理由を記載して、提出すること。

提出先：教務学生係窓口 (郵送可)

5. その他：論文の書式については、IV. 作成要領に従い作成すること。

VII. 個人情報の取扱いについて

取得した個人情報については適切に取り扱い、学位審査に係る手続き及び学位取得後の学位情報管理のために使用します。

Ⅷ. 修士学位審査に関する日程

11月 第2金曜日 17時	修士学位の申請期限（院生→教務学生係） 申請者の修了要件審査 審査委員の選出（コース）
12月 第3水曜日	審査委員の選出・承認（保健学専門委員会）
1月 第3金曜日 17時	主論文その他の必要書類提出期限（院生→教務学生係） 論文審査の開始（学位審査委員会）
1月下旬～2月上旬	修士論文発表会（コース）（※）
2月 第3金曜日	論文審査結果及び学位試験結果の提出 (学位審査委員会→教務学生係)
3月上旬	修士学位論文の可否判定及び修了判定（保健学専門委員会） 合格者を総長へ報告
3月 第3水曜日 17時	論文提出及び承諾の意思表示登録
3月末	学位授与

(※) 修士論文発表会の日程・審査方法については、各コースで別途指示する。

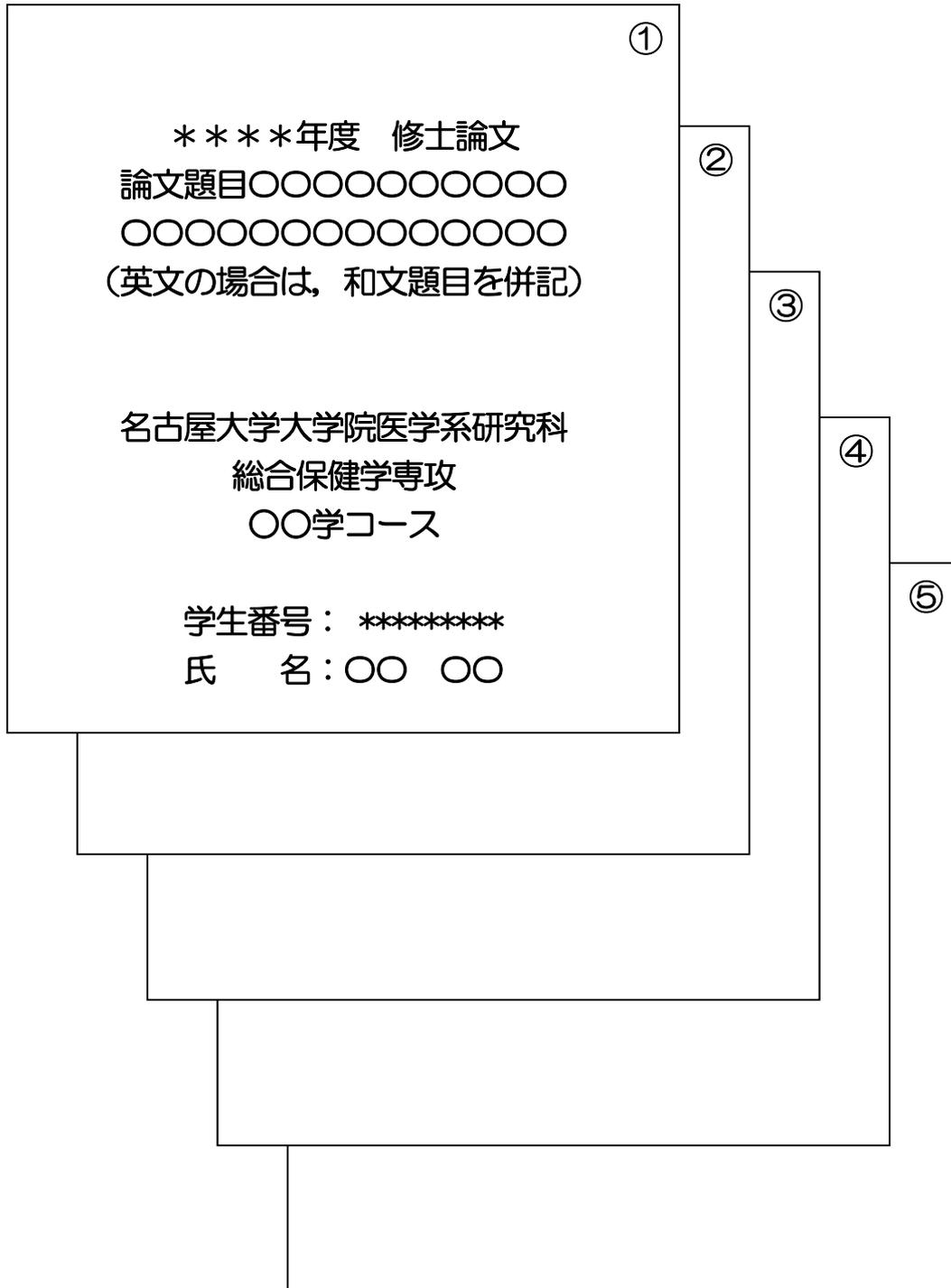
Ⅸ. 修士学位審査に関する日程（短期修了者及び中途修了者）

6月 第3金曜日 17時	修士学位申請書の提出期限（院生→教務学生係） 申請者の修了要件審査 審査委員の選出（コース）
7月 第3水曜日	審査委員の選出・承認（保健学専門委員会）
8月 第2金曜日 17時	主論文その他の必要書類提出期限（院生→教務学生係） 論文審査の開始（学位審査委員会）
9月上旬	修士論文発表会（各コース）（※）
9月 第2金曜日	論文審査結果及び学位試験結果の提出 (学位審査委員会→教務学生係)
9月 第3水曜日	修士学位論文の可否判定及び修了判定（保健学専門委員会） 合格者を総長へ報告
9月末	論文提出及び承諾の意思表示登録 学位授与

(※) 修士論文発表会の日程・審査方法については、各コースで別途指示する。

(資料 1)

- ①論文表紙 ②主論文の要旨(※) ③参考論文(必要の場合) ④目次 ⑤主論文



(※)：②主論文の要旨については、和文・英文の両方を作成すること。

なお、綴り順については、修士論文が英文の場合：英文要旨→和文要旨

|| が和文の場合：和文要旨→英文要旨

制 定 2003年 2月19日

最終改正 2024年10月16日

（目的）

第1条 名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻看護学コース・医療技術学コース・リハビリテーション療法学コース博士前期課程の修了については、名古屋大学大学院通則第31条及び名古屋大学学位規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（申請資格）

第2条 修士の学位審査を申請することができる者は、原則として博士前期課程2年次の在学者で、必要な研究指導を受け、所定の単位を修得する見込みの者とする。

（申請手続き）

第3条 修士の学位審査を申請する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長が定める期日までに提出しなければならない。

- 一 主論文
- 二 参考論文（必要がある場合）
- 三 主論文の要旨

（学位審査委員会）

第4条 保健学専門委員会は、前条の申請を受理するか否かを審議し、申請を受理した場合は、当該申請者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織する。

2 審査委員会の構成は別に定める。

（学位審査及び方法）

第5条 審査委員会は、修士の学位審査のため、論文の審査及び学位試験を行う。

2 修士の学位審査は、申請を受理した後迅速に行われ、当該学生の在学中に終了しなければならない。

3 修士学位試験は、論文の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要と高度の能力について審査するものとする。

4 修士学位審査の方法は、当該コースが定める。

(審査結果の報告及び合否の決定)

第6条 審査委員会は、修士学位試験の結果を書面により、保健学専門委員会に報告しなければならない。

2 保健学専門委員会は、前項の報告に基づき、保健学専門委員会を構成する教員（海外旅行中又は休職中の者を除く）の3分の2以上の出席する保健学専門委員会において出席者の3分の2以上の賛成を得た者を合格とする。

3 合否の決定がなされた後、研究科長は、指導教員を通じて審査結果を遅延なく当該申請者に通知しなければならない。

(不合格者等の取り扱い)

第7条 保健学専門委員会の議により学位審査に関して不合格と決定された者は、そのまま博士前期課程に留め置くものとする。ただし、休学期間を除く在学期間が4年を超える場合はこの限りではない。

(雑記)

第8条 名古屋大学学位規程及びこの内規に定めるもののほか、学位審査等に関して必要な事項は保健学専門委員会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、2024年11月1日から施行する。

名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻看護学コース・医療技術学コース・
リハビリテーション療法学コース学位（修士）審査内規細則

制 定 2003年 2月19日

最終改正 2024年10月16日

本細則は、名古屋大学大学院総合保健学専攻看護学コース・医療技術学コース・リハビリテーション療法学コース学位（修士）審査内規を補足する。

1 第2条関係（申請資格等）

- (1) 学位を申請する者のうち、学位審査の終了までに研究科が定める修了要件を満たすことができないと判断された者については、申請資格はないものとする。
- (2) 短縮修了の実施に関しては、その資格及び手続き等の取り扱いを定めた上で、その対応を検討する。

2 第3条関係（申請手続き等）

(1) 申請時期

博士前期課程修了認定時期は、毎年3月とする。この場合、研究科長は、修士学位審査に関する必要書類の提出期日を定めこれを公示し、当該学生に対して当該年度の当初に周知しなければならない。ただし、在学期間が2年を超える者の申請にあっては、認定時期を9月とすることができるものとする。

(2) 提出書類

提出書類は、研究科が以下の各項目に定める事項に従って、指導教員と充分打ち合わせの上で申請者本人が作成し、所定の期日までに提出しなければならない。原則として、一旦提出された書類の加筆修正を行うことはできない。

- A 主論文は、保健学専門委員会によって学位申請の受理が認められた者のみが提出できるものとする。主論文は、定められた要領に基づき作成の上、研究科長に提出しなければならない。
- B 申請者又は当該コースが必要と認めた場合、参考論文を主論文と併せて提出することができる。
- C 主論文の要旨は、定められた要領に基づき作成の上、研究科長に提出するものとする。

(3) 申請書の受理及び資格審査願い出

保健学専門委員会は、本項（2）により提出された学位申請について、以下の各項に従ってこの受理及び審査開始の可否を決定する。

- A 研究科長は、当該申請者の修了要件について審査し、学位審査終了時までにこれを満たす見込みの者について、当該コースに審査委員の推薦を依頼する。研究科長は、推薦のあった審査委員会構成案を付して保健学専門委員会において学位申請の受理を審議する。保健学専門委員会は、コース

又は分野単位で一括して審議することができる。

B 研究科長は、保健学専門委員会において学位申請の受理及び審査委員会の構成が決定された者について、指導教員を通して主論文その他の必要書類の提出を求める。

C 研究科長は、提出された論文について審査委員会主査に対し審査開始を依頼する。

3 第4条関係（学位審査委員会）

(1) 学位審査委員会は、医学系研究科（保健学）より、指導教員以外の教授、准教授又は講師2名以上で構成しなければならない。ただし、委員には少なくとも教授（保健学専門委員会構成員）を1名含まなくてはならない。

(2) 学位審査委員会には、医学系研究科（医学）、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を委員として加えることができる。

(3) 学位審査委員会に主査を置く。

4 第5条関係（学位審査及び方法）

(1) コースは、論文審査や修士学位試験方法について予め公示しなければならない。

(2) 学位審査に関して審査委員会が必要と認めた場合には、他の教員の意見を求めることができる。

(3) 修士論文の審査の実施に関して、本細則に規定されていない事項は、コースにおいて定めることができる。

5 第6条関係（審査結果の報告及び合否の決定）

(1) 審査委員会は、修士学位試験の結果を、遅くとも保健学専門委員会における議決の1週間前までに研究科長に報告するものとする。

(2) 保健学専門委員会は、コース又は分野単位で一括して審議することができる。

(3) 保健学専門委員会における合格の決定は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

6 第7条関係（不合格者等の取り扱い）

学位審査に不合格となった者は、保健学専門委員会の議を経て、6月後に再試験を受けることができる。

附 則

この内規は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、2024年11月1日から施行する。